



県章

滋賀県公報

令和8年(2026年)
3月27日
号外(1)
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 監査委員公告

監査の結果に関する報告の公表公告.....	1
監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表公告.....	8
包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る公表公告.....	17

監査委員公告

監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項および第10項の規定により次のとおり公表する。

令和8年3月27日

滋賀県監査委員	周	防	清	二
〃	村	尾	慎	哉
〃	大	野	恭	永
〃	河	瀬	隆	雄

滋賀県監査基準(令和2年滋賀県監査委員告示第5号)に準拠し監査を実施したので、その結果を下記のとおり報告する。

1 監査等の種類

地方自治法第199条第1項および第4項に規定する財務事務の執行および経営に係る事業の管理の監査(以下「財務監査(定期監査)」という。)ならびに同条第2項に規定する事務の執行に関する監査(以下「行政監査」という。)

2 監査等の対象

令和7年度の財務事務の執行およびその他の事務の執行を主たる対象とするが、事業内容・処理状況により、令和6年度の監査で対象としていない事務についても対象とした。

3 監査等の着眼点

(1) 財務監査(定期監査)

財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているか。

(2) 行政監査

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているか。

4 監査等の実施内容

あらかじめ監査対象機関等から監査調書等の提出を求め、関係職員からの説明聴取および帳簿、書類その他の記録の照合により行った。また必要に応じて書面による監査を行った。

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査実施対象機関名および監査実施年月日

監査実施対象機関名	監査実施年月日
消防学校	令和8年2月17日
政策研修センター	令和8年2月17日
美術館	令和8年2月5日
琵琶湖環境科学研究センター	令和8年1月15日
琵琶湖博物館	令和8年2月17日
精神保健福祉センター	令和8年2月5日
食肉衛生検査所	令和8年1月28日
動物保護管理センター	令和8年2月17日
平和祈念館	令和8年2月17日
総合保健専門学校	令和8年1月27日
看護専門学校	令和8年2月17日
衛生科学センター	令和8年1月15日
リハビリテーションセンター	令和8年1月27日
近江学園	令和8年2月4日
中央子ども家庭相談センター	令和8年2月17日
彦根子ども家庭相談センター	令和8年1月13日
大津・高島子ども家庭相談センター	令和8年1月30日
日野子ども家庭相談センター	令和8年2月17日
淡海学園	令和8年2月17日
計量検定所	令和8年2月3日
工業技術総合センター	令和8年2月17日
東北部工業技術センター	令和8年2月17日
高等技術専門学校	令和8年2月17日
男女共同参画センター	令和8年2月17日
病虫害防除所	令和8年2月17日
家畜保健衛生所	令和8年1月28日
農業技術振興センター	令和8年2月17日
畜産技術振興センター	令和8年1月19日
水産試験場	令和8年1月13日
総合教育センター	令和8年2月4日
びわ湖フローティングスクール	令和8年2月17日
図書館	令和8年2月17日
河瀬中学校	令和8年2月17日
守山中学校	令和8年2月17日
水口東中学校	令和8年2月17日
膳所高等学校	令和8年1月30日
大津清陵高等学校	令和8年2月17日
大津清陵高等学校馬場分校	令和8年2月17日
堅田高等学校	令和8年2月17日
東大津高等学校	令和8年2月5日
北大津高等学校	令和8年2月17日
大津高等学校	令和8年1月30日
石山高等学校	令和8年2月17日
瀬田工業高等学校	令和8年1月15日
大津商業高等学校	令和8年2月17日
彦根東高等学校	令和8年2月17日
河瀬高等学校	令和8年2月17日
彦根工業高等学校	令和8年1月20日
彦根翔西館高等学校	令和8年2月17日

長浜北高等学校	令和8年2月17日
虎姫高等学校	令和8年2月3日
伊香高等学校	令和8年2月17日
長浜農業高等学校	令和8年1月20日
長浜北星高等学校	令和8年2月17日
八幡高等学校	令和8年2月17日
八幡工業高等学校	令和8年1月28日
八幡商業高等学校	令和8年2月17日
草津東高等学校	令和8年2月17日
草津高等学校	令和8年1月16日
玉川高等学校	令和8年2月17日
湖南農業高等学校	令和8年1月16日
守山高等学校	令和8年2月17日
守山北高等学校	令和8年2月3日
栗東高等学校	令和8年2月17日
国際情報高等学校	令和8年2月4日
水口高等学校	令和8年2月17日
水口東高等学校	令和8年2月17日
甲南高等学校	令和8年1月14日
信楽高等学校	令和8年1月14日
野洲高等学校	令和8年2月17日
石部高等学校	令和8年2月17日
甲西高等学校	令和8年2月17日
高島高等学校	令和8年2月17日
安曇川高等学校	令和8年2月17日
八日市高等学校	令和8年2月17日
能登川高等学校	令和8年2月17日
八日市南高等学校	令和8年2月17日
伊吹高等学校	令和8年2月17日
米原高等学校	令和8年2月17日
日野高等学校	令和8年2月17日
愛知高等学校	令和8年2月17日
盲学校	令和8年1月13日
聾話学校	令和8年2月17日
北大津養護学校	令和8年2月17日
北大津高等養護学校	令和8年2月17日
鳥居本養護学校	令和8年2月17日
長浜養護学校	令和8年1月20日
長浜北星高等養護学校	令和8年2月17日
草津養護学校	令和8年2月17日
守山養護学校	令和8年1月27日
甲南高等養護学校	令和8年1月14日
野洲養護学校	令和8年2月17日
三雲養護学校	令和8年2月17日
新旭養護学校	令和8年2月17日
八日市養護学校	令和8年2月17日
愛知高等養護学校	令和8年2月17日
甲良養護学校	令和8年2月17日
大津警察署	令和8年2月17日
草津警察署	令和8年1月16日

守山警察署	令和8年2月17日
甲賀警察署	令和8年1月19日
近江八幡警察署	令和8年2月17日
東近江警察署	令和8年2月17日
彦根警察署	令和8年2月17日
米原警察署	令和8年2月17日
長浜警察署	令和8年2月10日
木之本警察署	令和8年2月10日
高島警察署	令和8年2月17日
大津北警察署	令和8年2月17日

(注) 令和8年2月17日の監査実施は書面監査による。

5 監査結果

1から4までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めていることが認められた。

なお、一部において次のとおり是正または改善すべき事項が認められたので指摘する。

(1) 石山高等学校

産業廃棄物および一般廃棄物処理委託契約において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令および滋賀県財務規則に基づき、速やかに書面による契約を締結すべきところ、書面による契約を締結することなく長期間業務が履行されている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

(2) 彦根工業高等学校

令和6年度の報酬および費用弁償の支出において、学校医等に対し、報酬および費用弁償が支出されていなかったため、令和7年度予算で469,753円を支出している事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

6 意見

監査の結果、組織および運営の合理化に資するため、検討または改善を要する事項として次のとおり意見を付す。

(1) 通勤手当に係る適正な認定事務の徹底について（知事部局の地方機関7機関、県立学校20校、総務部人事課、教育委員会事務局教職員課）

今回の定期監査において、通勤手当に関する事務処理誤りが知事部局の地方機関7機関、県立学校20校で認められた。

これらの多くは、JR西日本等の運賃改定や新幹線鉄道等の利用に係る制度改定後に、改定内容が適切に事務処理に反映されていなかったことによるものであり、総務部人事課および教育委員会事務局教職員課から制度改定に係る通知等（以下「通知等」という。）は発出されているものの、事務処理誤りのあった所属において、通知等を十分に理解できていなかったことや、事務適正化リスク点検シートによるチェックが形骸化し、チェック機能が有効に働いていなかったことなども要因と考えられる。

については、当該所属においては、通知等の趣旨を十分に踏まえ、組織としてのチェック機能を働かせ、再発防止に努められたい。

また、通勤手当の認定事務は給与等システムを用いて処理されているものの、手当額の算定に必要な情報について担当者による確認および手作業による入力に要するなど、複数の手順を経て処理される仕組みとなっており、事務処理が煩雑となりやすく、人為的な事務処理誤りが生じる要因となっていると考えられる。

さらに、当該入力内容が手当の支給額に直接反映されることから、誤りが生じた場合にはその状態が継続するおそれがあり、内部統制上リスクが高い事務と考えられる。

については、通勤手当の認定事務について、制度改定時における事務処理への反映状況を組織的に確認する仕組みを整備するなどチェック機能の強化を図るとともに、各所属における対応状況の確認や制度に係る理解を深めるためのフォローアップ等により、より適正なものとなるよう不断の取組を行われたい。

(2) 児童福祉司および児童心理司の人材確保・育成について（各子ども家庭相談センター、子ども若者部子ども家庭支援課）

国は令和5年度から令和8年度までを対象期間とする「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童相談所の体制強化を進めており、児童福祉司を1,610人程度、児童心理司を950人程度、それぞれ増員することを目標としている。

県では計画期間を令和7年度から令和11年度とする滋賀県児童虐待防止計画（令和7年3月策定）において、児童虐待相談対応件数が年々増加していることに加えて、複雑・困難なケースも増加していることも踏まえ、子ども家庭相談センター（以下「センター」という。）の機能強化を計画的に進めていくこととしている。

その評価指標としては「児童福祉司・児童心理司の配置数」を掲げ、令和11年度に国の配置基準に基づく人員の配置を目標値としている。

令和8年1月1日現在における県内4か所のセンターにおける児童福祉司および児童心理司の定員充足状況は、児童福祉司の配置基準89人に対して現員76人、児童心理司の配置基準42人に対して現員39人となっており、児童福祉司は13人の欠員、児童心理司は3人の欠員が生じている状況にある。

こども家庭庁の公表資料では、令和5年度（2023年度）における全国の児童福祉司の退職者270人のうち、8割以上となる225人が定年退職以外の理由で退職しており、職場への定着支援も早急な対応が必要とされている。

本県のセンターにおいても、保護者との対応が困難なケース等もあり、心理的な負担感の大きさなどから、職員が年度途中で退職する事態が生じている。

令和6年度からは、4センターと所管課（子ども若者部子ども家庭支援課）等が参画する「子ども家庭相談センター体制強化検討ワーキング」（以下「ワーキング」という。）が設置され、将来を見据えた計画的な専門人材の確保・定着・育成等をテーマに検討が進められている。

子どもの安心と安全を確保して、心身の健やかな成長、発達ならびに将来の自立を支援するために必要な業務に安定的に取り組むことができる体制整備が必要である。

現状において欠員が生じている児童福祉司と児童心理司の確保・定着に向けて、ワーキングでの検討結果を踏まえて、具体的に改善できる対応策を早期に講じられたい。

(3) 看護学科の定員充足に向けた対応について（総合保健専門学校）

県立総合保健専門学校（以下「学校」という。）は、看護師および歯科衛生士として必要な専門的知識と技術を学生に習得させ、豊かな人間性を養い、県民の健康と幸せのために貢献しうる有能な医療人材を育成し、社会に貢献することを目的としている。

目標としては国家試験合格率95%以上および県内就職率90%以上ならびに定員数（看護学科80名、歯科衛生学科38名）の確保を設定して取り組まれている。

看護学科では国家試験合格率は直近の5か年では、令和2年度は98.3%であったが、令和3年度から6年度は100%であり、県内就業率も90%を超える高い率を維持しており、それぞれ目標を達成し、県内の看護人材の育成に大きな役割を果たしている。

一方で看護学科の過去5か年の応募者数は、令和3年度155名、令和4年度105名、令和5年度168名、令和6年度134名、令和7年度83名となっており、年度によって変動があるが令和7年度は非常に大きく減少している。

看護学科の合格者数は令和3年度80名、令和4年度88名、令和5年度81名、令和6年度84名、令和7年度79名であるが、併願者が辞退することにより、入学者数は令和3年度66名、令和4年度67名、令和5年度59名、令和6年度70名、令和7年度57名と、定員80名のところ未充足が継続している状況にある。

これは、学校を含む県内の看護師養成所が定員未充足の状況にあり、若年人口（高校生）の減少や大学志向の高まり、通学圏内（大阪・京都など）の大学学部等の開設、他職種・他分野への進学の高齢化などの複合的な要因があると分析されている。また、施設面の課題では、当校本館（築51年経過）は、老朽化・陳腐化が進んでおり、長期にわたって運営するためには、大規模な改修を必要としている。

こうした中、学校では学生確保のため入試内容の工夫や県内高校への早期訪問、参加型オープンキャンパスの実施などの取組を進めており、学生にとって学びやすい教育環境の整備も検討がされている。

今後は、学校への応募者を確保しつつ、毎年度一定の入学辞退者が生じていることも考慮して合格者を決定することや二次募集も効果的に実施するとともに、看護師への志をもった学生には可能な限り広く門戸を広げ、入学した学生が看護師資格を取得できるような教育内容や手法の検討も進め、看護学科の定員充足に向けた実効性のある対応策を講じられたい。

監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項および第10項の規定により次のとおり公表する。

令和8年3月27日

滋賀県監査委員 周 防 清 二
 " 村 尾 慎 哉
 " 大 野 恭 永
 " 河 瀬 隆 雄

滋賀県監査基準(令和2年滋賀県監査委員告示第5号)に準拠し監査を実施したので、その結果を下記のとおり報告する。

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項に規定する財政的援助団体等の出納その他の事務の執行に関する監査

2 監査の対象

令和6年度の補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金または利子の支払を保証している団体、信託の受託者および公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行

3 監査の着眼点

2に記載の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。

4 監査の実施内容

あらかじめ監査実施団体等から監査調書等の提出を求め、関係職員からの説明聴取および帳簿、書類その他の記録の照合により行った。また、必要に応じて書面による監査を行った。

監査実施団体ごとの財政的援助等の内容および監査実施年月日は、次のとおりである。

監査実施団体名、財政的援助等の内容および監査実施年月日

[出資団体]

監査実施団体名 主たる所管課等	財政的援助等の内容	監査実施年月日
公益財団法人滋賀県国際協会 総合企画部国際課	出資金・出えん金累計額 400,000,000円 公益財団法人滋賀県国際協会事業費補助金 41,367,842円 多文化共生推進事業補助金 24,367,141円	令和7年12月9日
公益財団法人淡海文化振興財団 総合企画部県民活動生活課	出資金・出えん金累計額 30,000,000円 公益財団法人淡海文化振興財団運営事業費補助金 48,848,000円	令和7年12月9日
一般社団法人滋賀県造林公社 琵琶湖環境部森林政策課	出資金・出えん金累計額 4,851,759,000円 森林環境保全直接支援事業補助金 169,753,279円 環境林整備事業補助金 6,871,700円 単独間伐対策事業補助金 4,225,000円 林業労働力対策事業費補助金 189,416円 森林病虫害等防除事業補助金 493,000円 滋賀県造林公社事業資金貸付金 4,688,387,772円 滋賀県造林公社経営改善資金貸付金 1,431,922,089円 旧びわ湖造林公社事業資金貸付金 10,625,097,890円 分取育林促進事業資金貸付金 538,624円 琵琶湖総合開発事業資金貸付金 1,378,727,799円	令和7年12月19日
公益財団法人滋賀食肉公社 農政水産部畜産課	出資金・出えん金累計額 1,371,498,175円 滋賀食肉公社“安全・安心”食肉流通促進および施設	令和7年12月19日

	整備等事業費補助金 371,621,482円 滋賀食肉センター原油価格高騰緊急支援事業費補助金 15,948,000円 財団法人滋賀食肉公社運営資金貸付金 44,408,216円 公益財団法人滋賀食肉公社経営円滑化資金貸付金 43,000,000円 財団法人滋賀食肉公社施設整備資金融資損失補償(限度額) 4,341,354,000円	
株式会社滋賀食肉市場 農政水産部畜産課	出資金・出えん金累計額 19,000,000円 滋賀食肉市場“安全・安心”食肉流通促進事業費補助金 5,589,464円 新会社移行準備資金貸付金 44,476,313円 食肉市場経営円滑化資金貸付金 220,000,000円	令和7年12月19日
公益財団法人滋賀県建設技術センター 土木交通部監理課	出資金・出えん金累計額 45,000,000円	令和7年12月18日
滋賀県道路公社 土木交通部道路整備課	出資金・出えん金累計額 9,593,500,000円 地方職員共済組合団体共済部負担金 1,687,217円	令和7年12月18日

[補助金等交付団体]

監査実施団体名 主たる所管課等	財政的援助等の内容	監査実施年月日
社会福祉法人グロー 健康医療福祉部障害福祉課	滋賀県介護職員等処遇改善支援補助金 2,073,624円 滋賀県福祉・介護職員処遇改善支援補助金 1,507,555円 滋賀県介護職員職場環境改善支援(介護ロボット導入支援)事業費補助金 11,363,000円 滋賀県新型コロナウイルス感染症に係るサービス継続支援事業費補助金 5,475,000円 障害者地域生活移行促進事業費補助金 90,837,000円 障害者造形活動推進事業費補助金 15,000,000円 障害者芸術文化活動支援センター運営費補助金 12,000,000円 ボーダレス・アートミュージアムNO-MA20周年記念事業費補助金 3,152,476円	令和7年12月19日
学校法人滋賀学園 子ども若者部子ども若者政策・私学振興課	滋賀県私立学校振興補助金 199,435,000円 滋賀県私立学校振興補助金(教育改革推進特別経費) 2,400,000円 滋賀県私立学校特別修学補助金 10,058,400円 滋賀県高等学校等就学支援金 111,903,000円 滋賀県高等学校等就学支援金事務費交付金 521,200円 滋賀県私立学校人権教育代替教員給与費補助金 292,000円 滋賀県私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金 784,000円 滋賀県幼保連携型認定こども園ICT環境整備費補助金 500,000円 滋賀県競技力向上対策本部スポーツ振興補助金 272,000円 結核健康診断費県補助金 75,000円	令和7年12月19日

近畿日本ツーリスト株式会社 商工観光労働部商工政策課	滋賀県未来投資総合補助金	1,189,049,209円	令和7年12月19日
-------------------------------	--------------	----------------	------------

[公の施設の指定管理者]

監査実施団体名 主たる所管課等	財政的援助等の内容	監査実施年月日
湖東湖北ゆうゆうパートナーズ 土木交通部都市計画課	令和6年度指定管理料 滋賀県営都市公園(湖岸緑地能登川地区、新海薩摩地区、薩摩宇曾川地区、曾根沼地区、犬上川大藪地区、松原米川地区、長浜南浜地区および大浜安養寺地区に限る。) 76,005,000円	令和7年12月19日
びわこ文化公園ゆうゆうパートナーズ 土木交通部都市計画課	令和6年度指定管理料 滋賀県営都市公園(びわこ文化公園(文化ゾーン)に限る。) 48,571,700円	令和7年12月19日
みらいもりやま21ビオトープ協議会 土木交通部都市計画課	令和6年度指定管理料 滋賀県営都市公園(びわこ地球市民の森に限る。) 68,141,400円	令和7年12月19日

(注) 令和7年12月19日の監査実施は書面監査による。

5 監査結果

1から4までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていることが認められた。

6 意見

5の監査結果に添えて、次のとおり意見を付す。

- (1) 各事業の定量的成果指標の設定とPDCAサイクルの徹底による事業の見直しについて(公益財団法人淡海文化振興財団)

公益財団法人淡海文化振興財団(淡海ネットワークセンター)(以下、「財団」という。)は、地域づくりやまちづくり、福祉、環境、文化等の様々な分野における県民の自主的で営利を目的としない社会的活動を、各種情報の収集および提供、交流の機会の提供、相談業務、人材育成等の事業を通じて総合的に支援することにより、地域の個性や魅力を高め、よりよい地域社会の実現を図ることを目的として、平成9年4月に設立された。

財団は平成9年の設立当時は、市民活動団体を支援する数少ない中間支援組織であったが、現在は県域2か所、市町域10か所に中間支援組織が設立され、財団はNPO等の市民活動団体への直接支援から、中間支援組織の支援といったより広域的な役割に変化してきている。設立当初より役割が変わってきている現状において、地域の中間支援組織との役割分担のもとに財団事業の見直しが必要と思われるが、まずそのためには、事業ごとに目指す方向、実施内容を明確にし、その定量的な成果指標(アウトカム)を定め、現状値との比較分析により、客観的な現状把握と事業評価が必要である。また、従来の延長ですべての事業を継続するのではなく、事業の絞り込み等の検討も必要であり、県への財源依存度が90%を超えていることも踏まえ、財団の存在意義を示さなければならないと考える。

その上で、令和7年度から5年間の財団中期計画において、事業展開の方針を「県内の市民活動を支援するにあたり、地域の中間支援組織との連携と役割分担を踏まえ、特に県域の中間支援組織として担うことが適切な役割を重点取組として事業を展開していく。」とされているとおり、事業を重点化するなど財団中期計画の方針に基づく取組をより一層推進し、財団が果たすべき役割をより明確にするよう検討されたい。

監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、知事から監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、同項の規定により当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和8年3月27日

滋賀県監査委員 周 防 清 二
// 村 尾 慎 哉

” 大 野 恭 永
” 河 瀬 隆 雄

監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知に係る事項

- 1 監査テーマ 試験研究機関における試験研究機器の管理・活用状況等について
- 2 監査執行期間 令和7年5月20日から令和7年5月27日まで
- 3 監査結果報告年月日 令和7年7月28日
- 4 監査の結果(令和7年7月28日滋賀県監査委員公告「監査の結果に関する報告の公表公告」における「結果」)および講じた措置の内容

対 象 機 関 名	琵琶湖環境科学研究センター・琵琶湖博物館・衛生科学センター・工業技術総合センター・東北部工業技術センター・農業技術振興センター・畜産技術振興センター・水産試験場
監 査 の 結 果	<p>監査対象機器の取得について、財務規則に則った取得がされていることが確認されたものの、取得時に購入と賃借や外部委託等との比較検討を実施した上で取得を決定した事例はほとんど見受けられなかった。</p> <p>通常、備品の取得については必要性・有効性はもとより経済性についても十分精査することが求められ、更新については限られた財源のもと費用対効果等にも考慮しつつ、計画的な更新となることが求められる。</p> <p>比較検討を行わなかった理由の多くは、長期間使用することが見込まれるというものであったが、機器は保守修繕費用が高額になることも多く、より必要性・経済性・計画性が求められることを踏まえて、今後は、機器の更新および新規整備の際に、購入以外にも賃借、外部委託等を検討されたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>① 琵琶湖環境科学研究センター</p> <p>当該結果を踏まえ重要物品を整備するにあたっては、購入以外にも賃借、外部委託等も検討することを「琵琶湖環境科学研究センター備品整備方針」に明記し、周知した。今後とも、機器の更新および新規整備の際には、必要性、有効性、経済性を考慮して整備を行った上で当該機器を有効に活用し、十分な成果をあげていくよう取り組んでいく。</p> <p>② 琵琶湖博物館</p> <p>当該結果を踏まえ研究備品を整備するにあたっては、購入以外にも賃借、外部委託等も検討することを明記した「琵琶湖博物館研究備品の整備・管理方針」を策定し、周知した。今後とも、機器の更新および新規整備の際には、必要性、有効性、経済性を考慮して整備を行った上で当該機器を有効に活用し、十分な成果をあげていくよう取り組んでいく。</p> <p>③ 衛生科学センター</p> <p>当該結果を踏まえ分析関連機器の整備にあたっては、購入以外にも賃借、外部委託等も検討する旨を「衛生科学センターにおける分析機器等の更新について」に追記し、周知した。今後とも、機器の更新および新規整備の際には、必要性、有効性、経済性を考慮して整備を行った上で、当該機器を有効に活用し、十分な成果をあげていくよう取り組んでいく。</p> <p>④ 工業技術総合センター</p> <p>当該結果を踏まえ「工業技術センター試験研究機器(重要物品)整備方針」における「企業支援に必要な機器」および「研究開発に必要な機器」の整備機器の考え方について、購入以外にも賃借等を検討項目として追記し、機器の更新および新規整備に際し経済性も踏まえたより適正な検討が実施できる体制強化に努めていく。</p> <p>⑤ 東北部工業技術センター</p> <p>当該結果を踏まえ「工業技術センター試験研究機器(重要物品)整備方針」における「企業支援に必要な機器」および「研究開発に必要な機器」の整備機器の考え方について、購入以外にも賃借等を検討項目として追記し、機器の更新および新規整備に際し経済性も踏まえたより適正な検討が実施できる体制強化に努めていく。</p> <p>⑥ 農業技術振興センター</p> <p>当該結果を踏まえ試験研究機器の整備について、購入以外にも賃借、外部委託等の多様な方法を比較検討することを明記した「農業技術振興センターにおける農業試験研究機器整備・処分方針」を策定し、周知した。今後とも、機器の更新および新規整備の際には、必要性、有効性、経済性を考慮して、適切な整備を行</p>

った上で、当該機器を有効に活用し、十分な成果をあげていくよう取り組んでいく。

⑦ 畜産技術振興センター

当該結果を踏まえ試験研究機器の整備について、購入、賃借、外部委託等の方法を比較検討した上で、最も経済的、効果的な方法により行うことを明記した「畜産技術振興センター試験研究機器整備方針」を策定し、周知した。今後とも機器の更新および新規整備の際には、必要性、有効性、経済性を考慮して整備を行った上で、当該機器を有効に活用し、十分な成果をあげていくよう取り組んでいく。

⑧ 水産試験場

当該結果を踏まえ試験研究機器等の整備について、購入、賃借、外部委託等の方法を比較検討した上で、最も費用対効果、利便性が高い方法により行うことを明記した「滋賀県水産試験場試験研究機器等整備方針」を策定し、周知した。今後とも機器の更新および新規整備の際には、必要性、有効性、経済性を考慮して整備を行った上で、当該機器を有効に活用し、十分な成果をあげていくよう取り組んでいく。

対象機関名

琵琶湖環境科学研究センター・琵琶湖博物館・衛生科学センター・工業技術総合センター・東北部工業技術センター・畜産技術振興センター・水産試験場

監査の結果

監査対象機器の利用実績の把握について、「利用簿等があり把握している」が58点、「利用簿等はないが利用実績は把握できる」が78点と、利用実績が把握できているものは合計136点(61.8%)であった。

その一方で、「利用簿等がなく、大まかな利用状況しか把握できない」として、利用実績が客観的に把握できていないものが68点(30.9%)であった。

平成29年3月に実施された包括外部監査においても、研究用備品の利用状況の把握について「一定金額以上のものに関しては、利用回数を把握すること」が求められているが、農業技術振興センターにおいては改善策を講じていたものの、全体としては監査対象機器のうち約3割について利用状況を把握できていない結果となった。

利用実績の把握がされていない機関については、それぞれの状況を踏まえて、利用実績を客観的に把握できる仕組みを整備されたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

① 琵琶湖環境科学研究センター

重要物品に指定されている品目のうち、常時稼働している備品、機器等により利用実績が確認できる備品、利用の見込みがないが部品取り等のため保管している備品、および研究目的を果たしたが、今後利用見込みのある備品を除いた品目について利用簿を作成した。今後は、重要物品について、利用実績を残し、適切な利活用に努めていく。

② 琵琶湖博物館

当該結果を踏まえて、すべての重要物品について利用簿を整備した。今後は、高額機器について、しっかり利用実績を残し、より適切な利活用に努めていく。

③ 衛生科学センター

当該結果を踏まえ、重要物品のうち常時稼働等の機器を除き利用簿を作成し、利用の都度記載することにより利用実績を把握できるようにした。今後は、重要物品について、利用実績を残し、適切な利活用に努めていく。

④ 工業技術総合センター

職員による試験研究のための設備利用に係る利用実績については、客観的に把握する仕組みが十分でなかったため当該結果を踏まえ新たに利用簿を作成し、適切な管理に努めていく。

⑤ 東北部工業技術センター

職員による試験研究のための設備利用に係る利用実績については、客観的に把握する仕組みが十分でなかったため当該結果を踏まえ新たに利用簿を作成し、適切な管理に努めていく。

⑥ 畜産技術振興センター

重要物品である試験研究機器については、1台ごとに利用簿を整備し、利用回数の把握と機器の稼働状況を確認する。また、利用簿の記録から修繕の適期を見極め、機器の正常な稼働を維持し、今後はより適切な利活用に努めていく。

⑦ 水産試験場

重要物品である試験研究機器については、試験研究機器等利用簿を作成し、適切に利用状況を管理していくこととした。今後は、試験研究機器について、利用実績を残し、適切な利活用に努めていく。

監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、知事等から監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、同項の規定により当該措置の内容を次のとおり公表する。

また、監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対し、講じた措置の内容の通知があったので、次のとおり公表する。

令和8年3月27日

滋賀県監査委員 周 防 清 二
 " 村 尾 慎 哉
 " 大 野 恭 永
 " 河 瀬 隆 雄

監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知に係る事項

監査実施対象機関名	子ども若者部子ども若者政策・私学振興課
監査実施年月日	令和7年8月1日
監査結果報告年月日	令和7年12月16日
監査の結果	会計年度任用職員の報酬等の支給において、休日の取扱いの誤りにより、休日勤務手当および時間外勤務手当に支給漏れが発生し、3,503,783円が未払となり、一部が時効により消滅している事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	会計年度任用職員に対して未払となっていた休日勤務手当および時間外勤務手当3,503,783円については、対象職員に対して、全額支給を行った。 現在では、関係職員を対象に、会計年度任用職員の休日等に係る制度および取扱基準の周知、確認を徹底するとともに、勤務シフトの作成にあたっては、複数の職員がチェックする体制を整備し、適正な事務の執行に努めている。

監査実施対象機関名	土木交通部監理課
監査実施年月日	令和7年7月15日
監査結果報告年月日	令和7年12月16日
監査の結果	令和6年度米原高校本館棟便所改修その他工事について、積算内訳書に不備があり、開札時に「無効」とすべきであったにもかかわらず、誤って落札決定を行い、契約手続を行っていたことが判明した。その後、契約を解除し損害賠償金を支払っていた事例が確認されたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	本事案の発生以降、開札時には、積算内訳書を含む提出書類について、必ず発注課のチェックを受けるように改めるとともに、入札執行者と立会人のダブルチェックに加え、落札決定前に、担当係長、課長等管理職による書類の確認を徹底し、チェック機能の強化を図っている。

監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対し講じた措置の内容の通知に係る事項

監査結果報告年月日	令和7年12月16日
監査の意見	(1) DXによる業務の効率化や改善について(総合企画部DX推進課、総務部人事課、行政経営推進課) 県では、令和4年3月に策定した「滋賀県DX推進戦略」に基づき、県民、事業者、行政等の多様な主体と連携しながら、デジタル技術・データの利活用を推進し、県民の暮らしの向上や地域・産業の持続的な発展に取り組まれており、本年3月には戦略の改訂を行い、AIをはじめとした新しいデジタル技術への対応や、デジタル技術の信頼性の確保等のデジタル社会の進展に伴う新たな課題に対応することとされている。 また、令和5年3月に策定された「滋賀県行政経営方針2023-2026」では、新たな行政需要や、突発的な事案をはじめ職員がより注力すべき業務に機動的に対応するため、知事、部局長等がそれぞれのリーダーシップのもと、今、真に必要な業務かどうかを見極め、全庁でこれまで以上に業務の見直し・効率化に積極的に取り組むこととされており、特にDXの推進の面からは、デジタル技術を積極的に活用し、業務の見直し・

効率化を進め、利用者視点に立ったサービスの提供など、質の高い県民サービスの提供につなげることとされている。

こうした戦略や方針のもと、RPA、AIによる帳票等の認識、会議録作成支援システム、電子申請システム、ローコード・ノーコードツールなどのデジタル技術の活用や、DX推進チャレンジャーの育成などによる業務効率化を通じて、行政サービスの向上に取り組まれているが、それぞれの取組によるヒト・財源の配分をシフトするための業務の見直し・効率化の実績や、どのように活用したのか等、具体的な成果を十分に説明されていない状況が見受けられた。

業務の見直し・効率化等におけるデジタル技術の活用は、将来への投資として、令和7年度においても約34億6千万円が投入される見込みであることから、費用対効果を含めその効果についてはしっかりと把握・評価するとともに、利便性の向上も含め県民等に積極的にPRされたい。

当該監査の意見に対し講じた措置の内容

(総合企画部DX推進課、総務部人事課、行政経営推進課)

デジタル技術の活用は、限られたヒト・財源の中で業務を効率化し、質の高い県民サービスを提供するための将来への重要な投資であると認識しており、その活用による業務見直しを進めるべく、必要なシステムの構築やデジタル人材の育成などに取り組んできたところである。

それぞれの取組については、毎年度、公表指標としている目標KPI(重要業績評価指標)に対する評価を行い、その結果をDX推進戦略実施計画の進捗状況としてとりまとめ、議会に報告の上、県ホームページで公表している。

今後は、これらの取組に加え、あらゆる機会を捉えて、県民等に対して積極的に情報提供を行っていく。

具体的には、電子申請・電子納付を実現する「手のひらスマート県庁」の取組状況について、令和7年度末までに県ホームページにおいて、分かりやすい表現で紹介するとともに、必要な手続に容易にアクセスできる環境を構築し、県民等の利便性向上に努める。また、令和8年度以降は、毎年6月頃に、しらせる滋賀情報サービス(略称:しらしが)を通じて、電子メールとLINEにより分野ごとの主な取組と効果について配信を開始する。さらに、令和8年度から「滋賀県DX推進戦略」の改定(令和10年3月予定)に向けた議論を開始するので、その検討過程において、業務効率化の進捗と成果をより分かりやすい表現で説明できるよう努めていく。

監査結果報告年月日 令和7年12月16日

監査の意見

(2) 補助金の概算払に係る適正な執行と再発防止の徹底について(総務部財政課、農政水産部みらいの農業振興課、会計管理局)

令和6年度を対象とした今回の定期監査の対象である本庁72所属のうち、50所属が執行した293の「負担金補助及び交付金」事業において、概算払が行われていた。その理由として、相手方の資金不足や人件費補助といったものが多く、一定の理由があるものと考えられるが、そのうち約6割の事業において「全額概算払」が行われていた。

滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号)第15条では、「補助金等の交付の目的を達成するため必要と認めるときは、概算払により交付することができる」とされており、具体的な内容については、事業ごとの補助金交付要綱において規定されている。

また、「補助金・委託料にかかる概算払・前金払について」(平成18年12月25日付け出納局出納課長通知)では、「概算払によらなければ事業の実施に支障を及ぼすことも考えられるため、相手方の資金事情を考慮し、必要な場合には概算払による支出もやむを得ないもの」とし、「過払い発生を未然防止するため、相手方の事業進捗状況を十分に把握するとともに必要額を精査のうえ支払う」よう各所属長あて通知している。

さらに、毎年度、総務部財政課長が発する「予算の執行について」の通知においても、「概算払は補助事業の執行に支障を及ぼす場合に限定し、事業完了前の全額の概算払は極力行わない」よう通知している。

しかしながら、令和4年度オーガニック農業推進事業において、県が補助事業者に対して補助金の全額(350千円)の概算払を行った後、補助事業者から事業廃止の申請があり、県は交付決定を取り消した上で補助金の返還を求めていたが、補助事業者が破産して免責されたことにより、令和7年度に県が権利放棄するに至る事案が発生した。

こうした状況を踏まえ、補助事業の概算払を行う場合にあっては、事業の進捗状況の確認を十分にを行い、相手方の資金事情を考慮した分割払の方法によるなど、過払いとなる事案が発生しないように再発防止の徹

底を改めて全庁的に図られたい。

当該監査の意見に対し講じた措置の内容

(総務部財政課、農政水産部みらいの農業振興課、会計管理局)

これまでから、予算執行通知等において、概算払は補助事業の執行に支障を及ぼす場合に限ることや、事業完了前の全額概算払は極力行わないこと、相手方の事業進捗状況を十分把握するとともに必要額を精査することなど、補助事業の概算払を行う場合の留意事項について、全庁向けに通知してきた。

今回の事案を受け、みらいの農業振興課では、当該事業の執行のあり方を検証し、所管する補助金のうち、農業機械導入を目的とする事業については、「原則精算払」を徹底するなど、注意点や改善点を整理し、今後の対応策としてまとめた。

今後、同様事案の発生防止に向け、本事案の概要や対応策について、通知や研修などにより全庁へ共有することで、再発防止に努める。

監査結果報告年月日 令和7年12月16日

監査の意見

(3) 事業の効果測定および検証について(琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課、健康医療福祉部健康しが推進課、子ども若者部子ども若者政策・私学振興課)

事業の実施にあたっては、最少の経費で最大の効果をあげる必要があるが、次のとおり、事業効果が十分に測定されていない事業や費用対効果に課題があると考えられるものが見受けられたことから、事業が真に効果を発揮しているのかどうか、目的に沿って適切な指標や目標を設定するなどにより評価を行いながら、効果の把握、検証に努められたい。

ア 早崎内湖再生事業については、琵琶湖の水質が一定の改善を見せている一方で、在来魚介類の減少という課題があり、その原因の一つとして、湖辺域の改変などによる、琵琶湖と内陸部のつながり(水陸移行帯)の分断が考えられることから、そうしたつながりを再生するため、内湖再生全体ビジョンに基づくモデル事業として実施されている。

事業の目的は、琵琶湖生態系の回復につなげることで、具体的には琵琶湖との連続性が確保された在来魚の産卵の場、稚魚・幼魚の生育の場としての機能を再生することとされている。

当該事業については、平成18年度から事業に着手し、事業期間は令和15年度までの約28年間という長期間に及び、総事業費は約18億円が見込まれている。新たな内湖環境を作るという大規模な事業であり、地元の理解と協力を得て自然観察会を開催するなど、生態系の状態をモニタリングしながら、事業が進められているが、事業の目的に沿った、目標設定と評価や検証が十分には行われていない状況にあると考えられる。

イ 子ども・若者「健康しが」推進事業については、子ども・若者基金を活用した啓発事業で、包括的連携協定締結企業と連携し、スマートフォンアプリへのバナー広告の掲載により、県民に朝食摂取の必要性を情報発信するとともに、発行されたクーポンにより食品が割引購入される仕組みとなっているが、購入者数等のデータは把握されているものの、県民における朝食の重要性に対する気付きや行動変容につながったのかといった観点での事業効果の測定はなされていなかった。

また、当該事業のほかにも「基金事業」として啓発事業が実施されていることから、今後の事業実施に当たっては、事業が真に効果を発揮しているのかどうか、目的に沿って適切な指標や目標を設定するなどにより評価を行いながら、効果の把握、検証を行う必要があると考えられる。

当該監査の意見に対し講じた措置の内容

(琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課)

早崎内湖再生事業については、地域住民や専門家、長浜市、県で構成される「早崎内湖再生保全協議会」において、平成25年度に「早崎内湖再生実施計画」を策定した。本事業は、内湖の自然環境・生態系の回復および人と内湖の関わりの再生を目指し、地域住民等とともに内湖の再生を進めており、令和7年度には内湖北区の整備を完了し、令和8年度からは内湖南区の整備に着手する予定である。

内湖の自然環境・生態系の回復については、良好な生息環境を判断する指標として、鳥類や魚類、植物などの在来種23種の生息状況を設定しており、令和4年度の生物調査では16種の在来生物を確認した。今後も国立環境研究所等と連携し、整備の実施状況に応じて生物の生息状況を把握し、事業の評価・検証を行っていく。

また、人と内湖の関わりの再生については、平成14年度から生き物観察会を開催しており、令和6年度末

までに地域住民を中心とした延べ3,000名以上の参加を得ている。令和8年度以降は、新たに本事業に対する満足度を指標として把握し、事業の評価・検証を一層推進する。

さらに、本事業はかつて干拓された早崎内湖を再生させる本県独自の取組であることから、事業目標、取組内容、効果・評価等について、より多くの県民に情報提供を行うため、これまで実施してきた「早崎内湖再生保全協議会」での発信に加え、県ホームページ等での発信を充実させていく。

(健康医療福祉部健康しが推進課、子ども若者部子ども若者政策・私学振興課)

今年度の事業実施においては、啓発バナー広告の表示数やクリック数等の分析に加え、バナーが表示された前後の購買行動の比較分析やアンケート調査を実施することで、啓発事業による気付きや行動変容の効果測定を行うこととしている。

また、基金事業における効果測定および検証の重要性は、改めて深く認識しており、当該事業の見込まれる実績と得られる効果を十分に精査し、基金事業の効果検証を行った上で、施策を推進していく。

監査結果報告年月日	令和7年12月16日
-----------	------------

監査の意見	
-------	--

(4) 収蔵品の有効活用と保有する意義について(商工観光労働部イノベーション推進課)

県が所有し、指定管理者である公益財団法人滋賀県立陶芸の森(以下「陶芸の森」という。)に対し、その使用を認めている取得価格100万円以上の収蔵品は合計で373点、取得価格は約10億7千万円となっている。

そのうち、令和6年度において活用された100万円以上の収蔵品は53点で、全体373点のうち14%程度に留まっている。

また、県においては、毎年継続して収蔵品を購入しているが、収蔵品の活用計画が不明であるとともに、活用に対するPDCAサイクルによる評価も明確でない。これらの収蔵品はその有効活用を通じ、県民はもとより広く世界に向け、信楽焼をはじめとする陶磁器について、その歴史、技術、芸術、魅力を発信する役割を担っている大切な県民の財産であるため、計画的な活用が必要と考える。

一方、有効活用されていない収蔵品があれば、時の経過とともに収蔵品として不用となっていたり、他の収蔵品と重複するものがある場合も考えられるため、定期的な個々の収蔵品の必要性を見直すルールが必要と考える。また、県の厳しい財政状態に鑑みると、今後も活用する見込みの低い収蔵品を保管していくことは、費用対効果に課題があり、例えば、売却により資金化することによって県としてより有効な施策に資金を活用することも考えられる。

また、令和7年3月に策定された「滋賀県立陶芸の森のあり方について」でも、陶芸の森の「弱み・課題」として「収蔵品の活用率の低さ」が挙げられている。

については、県有財産を有効活用するという強い意識を持ち、活用率が低い要因について、より詳細な分析や調査を行い、更なる有効活用について検討・実施し、文化施設を所管する機関としての責任を果たされたい。

当該監査の意見に対し講じた措置の内容	
--------------------	--

(商工観光労働部イノベーション推進課)

滋賀県立陶芸の森は、開館以来、明確な方針に基づき、陶芸文化の振興と調査研究に資する収蔵品の計画的な収集を進めてきた。これらの収蔵品は、テーマ性を持たせた展覧会や継続的な調査研究活動を通じて活用している。

展示は、博物館の重要な使命の一つであり、当館では年間4回の企画展を実施し、魅力的な展示に努めている。しかし、限られたスペースの中で収蔵品の鑑賞機会を増やしていくことは、大きな課題であると認識している。

このことから、今後、収蔵品のより一層の有効活用を図るため、活用された収蔵品の点数、展示期間、貸出実績、来館者アンケート結果などを集計・分析し、収蔵品の活用頻度や企画展・展示方法の効果を評価することで、その活用状況を可能な限り定量的に把握し、次年度以降の展示計画に活用していく。

また、収蔵品の鑑賞機会を増やすため、令和7年3月に策定した「滋賀県立陶芸の森のあり方」に基づき、常設展示スペースの設置に向けた検討を具体的に進める。これに加え、創作研修館ギャラリーなどの既存施設の活用、県内外の美術館・博物館との連携展示、作品貸出、デジタル技術を用いた展示など、多様な取組を通じて展示機会の増加を図る。これらの取組をさらに検討するため、他館の状況調査も行っていく。

一方で、資料の調査研究も展示と同様、博物館の重要な使命であるため、展示への活用状況に加え、調査研

究への貢献についても把握していく。

これらの取組を通じ、県民の共有財産である収蔵品の持つ歴史、文化、芸術的価値を明らかにし、最大限に発信していく。

監査結果報告年月日	令和7年3月25日
-----------	-----------

監査の意見	
-------	--

(1) 外部人材の活用について(各子ども家庭相談センター、子ども若者部子ども家庭支援課)

令和5年度の本県の児童虐待相談対応件数は、前年度に比べ667件(8.4%)増加して8,568件に達し、過去最多となっている。また相談内容も複雑化・困難化しており、子ども家庭相談センター(以下、「センター」という。)の役割は一層重要となっているところである。

このため、県では令和6年度からの新たなセンターの開設による児童相談体制の強化や、若手職員を中心とした職員の資質向上に取り組んでいるが、相談件数の増加等に伴い、付随する事務処理なども増加しており、児童福祉司等の専門性を最大限に発揮できる体制整備が喫緊の課題となっている。

さらに、「児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)」の施行等に伴い、令和6年度から「一時保護ガイドライン」が改正され、一時保護された子どもが適切な教育を受けられるよう、学校への通学支援その他の必要な措置を講ずることが求められている。また令和7年6月からは一時保護開始時の司法審査導入への対応も必要となるなど、今後も、センター業務は更に増加が見込まれる。

センターでは、迅速かつ適切な対応を図るために、現在、弁護士や医師などの外部人材を活用されているところであるが、今後の業務増加や相談内容の複雑化・困難化を見据え、主管課である子ども家庭支援課や関係機関とも連携・協力して更なる外部人材の活用を検討されたい。

当該監査の意見に対し講じた措置の内容	
--------------------	--

(各子ども家庭相談センター、子ども若者部子ども家庭支援課)

国の「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童福祉司や児童心理司等の専門職の確保を着実に進めてきているほか、医師、弁護士の外部人材の活用や、里親に関する業務(新規里親の開拓、研修の実施、里親家庭への訪問相談等)、一時保護解除後の親権者への在宅指導、各センターに併設する一時保護施設における給食業務等の外部委託を実施している。また、職員が子どものケアや家庭支援等のケースワークに注力できるよう、業務の効率化や負担軽減を図るため、今年度、各センターで利用している児童相談システムの再構築を進めており、令和8年度から稼働予定である。加えて、令和6年度より設置している「子ども家庭相談センター体制強化検討ワーキング」において、4センターおよび子ども家庭支援課、必要に応じて関係部署が参画し、専門人材の確保・育成等を1つのテーマとして議論・検討しているところである。

引き続き、職員の確保・育成や定着支援、更なる業務の省力化等に取り組むとともに、他自治体の取組事例も参考にしながら、更なる外部人材の活用等について検討していくこととする。

監査結果報告年月日	令和7年3月25日
-----------	-----------

監査の意見	
-------	--

(2) 教育用コンピュータおよび産業教育用コンピュータの更新について(全県立高等学校、全県立特別支援学校、教育委員会事務局教育総務課)

県教育委員会では、「滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例」(令和4年施行)を受け、「滋賀県学校教育情報推進計画」を策定し、学校教育の情報化を推進しているところである。

県立高等学校および特別支援学校(以下、「県立学校」という。)では、学習内容により、普通科等で使用する教育用コンピュータと、職業教育を主とする専門学科および総合学科で使用する産業教育用コンピュータが整備されている。こうした中、令和元年度からはGIGAスクール構想により、県立学校では令和4年度入学生から1人1台端末環境下におけるデジタル教材を活用した授業が始まり、令和6年度には全学年で実施されているところである。

現状において、県立学校の教育用コンピュータと産業教育用コンピュータは長期リース契約により整備されており、教科「情報」、他の教科での動画視聴、資格・検定のための学習、部活動など多岐にわたり活用されているところであるが、令和6年度の契約額は県立学校で約1億8千万円となっている。

令和8年度の更新対象は36校あり、1人1台端末環境下における役割を明確にし、更なる活用方策について、十分に検討し、整備をされたい。

当該監査の意見に対し講じた措置の内容

(教育委員会事務局教育総務課、高校教育課、特別支援教育課)

1人1台端末は持ち運びを前提とした小型のタブレット型端末であり、教室内外や家庭学習を含む日常的な学習活動において活用できる点に特長がある。一方、デスクトップパソコンはプログラミングや動画編集など処理能力を要する学習に適しており、生徒全員が統一的な操作環境や有線LANによる安定した通信環境を確保できる点に特長がある。

従来から普通科等で使用する教育用コンピュータならびに職業教育を主とする専門学科および総合学科で使用する産業教育用コンピュータとしてデスクトップパソコンが導入されてきた。

こうした状況を踏まえ、1人1台端末を活用する環境として大型のディスプレイやフルサイズのキーボードを整備することや、デスクトップパソコンの台数を減らして高性能なモデルを導入するなど、学校独自の教育環境を整備する取組は可能である。このため、教育用コンピュータと産業教育用コンピュータについては、デスクトップパソコンに限定せず、学校のニーズや特色に応じた柔軟な整備内容を認める方針とした。

1人1台端末と学校で整備する端末はそれぞれ異なる役割を担っており、両者を有効に活用することにより、生徒の情報活用能力の育成における相乗効果が期待できる。今後は各学校の特色を尊重しつつ、柔軟で効率的な機器整備に努めていく。

監査結果報告年月日	令和7年3月25日
-----------	-----------

監査の意見

(3) 県立中学校における学校給食の実施に向けた検討について(全県立中学校、教育委員会事務局保健体育課)
本県における公立学校における完全給食の実施状況(令和6年5月1日現在)は、小学校99.5%、義務教育学校100%、中学校95.8%(96校のうち92校が完全給食を実施)となっている。

平成26年度は、小学校96.5%、中学校58.0%(100校のうち58校が完全給食を実施)であったことから、この10年間で中学校の完全給食の実施率が大幅に伸びたことになっている。

完全給食が未実施となっている4校のうちの町立中学校の1校は、民間事業者への委託方式(スクールランチ形式)による学校給食を実施しており、実質的な未実施は県立中学校3校のみとなる。

本県では平成15年度に併設型の県立中高一貫校が3校設置されているが、その3校では、完全給食は未実施の状況にある。

県立中学校の令和7年度入学者選抜では3校平均で募集定員の2.2倍の受検者数となっており、生徒や保護者は完全給食が未実施であることを了解の上で選択していることになる。このため、保護者等から完全給食の実施を求める要望等は、これまであまりなく、このことが完全給食未実施のひとつの理由になっていると考えられる。

令和5年6月13日に閣議決定された「こども未来戦略方針」では、「学校給食費の無償化の実現に向けて、まず、学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果・課題の調査、全国ベースでの学校給食の実態調査を速やかに行い、その上で、小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討する。」との方向性が示された。

その後、文部科学省は「給食無償化に関する課題の整理について」(令和6年12月27日)を公表し、国において学校給食費の無償化の実現に向けて検討が進められている。

その中では、給食未実施校の児童生徒や給食実施校でも給食を喫食しない児童生徒などに恩恵が及ばないという児童生徒間の公平性の観点も一つの課題とされている。

学校給食は、義務教育諸学校の設置者の努力義務とされ、県立中学校ではミルク給食を実施しているものの、県として学校給食を活用した食育の推進を図っていることや、本県の市町立中学校93校のうち実質的に全ての中学校が完全給食を実施していること、また国における学校給食費の無償化に向けた検討が進められている状況を踏まえると、県立中学校3校における完全給食の実施を検討する必要があると考える。

このため、各県立中学校において、学校給食に対する生徒や保護者の意見を十分に把握するとともに、県教育委員会では他府県における公立の中高一貫校の実施状況を調査した上で検討課題を明らかにし、完全給食の早期実施に向けての検討を着実に進められたい。

当該監査の意見に対し講じた措置の内容

(全県立中学校、教育委員会事務局保健体育課)

県立3中学校から、生徒の状況や昼食購買環境を含む生徒の昼食の現状等を聞き取り、給食を実施する場合の施設を含めた課題等について確認を行った。

また、令和7年12月に県立3中学校の生徒・保護者への昼食に関するアンケート調査を実施したところ、保護者の大半が「完全給食」を希望する一方で、生徒はその多くが弁当を持参する現状の「ミルク給食」を希望する割合が高かった。

併せて、他府県の府県立中高一貫教育校の給食状況調査を行い、その結果と比較しながら、短期、中期、長期的な課題と対応について調査・分析を進めている。

引き続き、給食を実施する中高一貫教育校の工夫や課題の聞き取り調査を行って分析するとともに、県立中学校の昼食のあり方を検討していく。

包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、知事から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和8年3月27日

滋賀県監査委員	周	防	清	二
〃	村	尾	慎	哉
〃	大	野	恭	永
〃	河	瀬	隆	雄

包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

- 1 監査対象 債権管理(県税に係るものを除く。)に関する財務事務の執行について
- 2 監査実施期間 令和6年7月19日から令和7年3月18日まで
- 3 監査結果報告年月日 令和7年3月18日
- 4 監査の結果(令和7年3月18日滋賀県監査委員公告「包括外部監査の結果に関する報告の公表公告」の別冊「令和6年度包括外部監査結果報告書(以下「報告書」という。)」第3の「債権管理に関する財務事務の執行に係る監査の結果および監査の結果に添えて提出する意見」のうち、【結果】として記載しているもの。以下同じ。)および講じた措置の内容

(1) 債権管理に関する全般的な財務事務の執行[調定の実施時期について](全般結果1)

[行政経営推進課、財政課、管理課](報告書27頁)

ア 監査の結果

県の債権管理は、債権が全て調定すべき時期に調定されることを前提に策定されているため、この前提が異なる場合、県の債権管理の有効性を損なう重大な問題になり得る。このため、債権を管理する全ての部署に対して、調定の時期について指導を改めて行うべきである。

イ 講じた措置の内容

滋賀県財務規則においては、歳入を徴収するときは、その内容について調査をし、適正であると認めるときは調定しなければならない旨規定しており、財務会計事務に係る研修等において改めて周知を図った。

また、債権管理に係る研修等においても、滋賀県財務規則を遵守した債権管理を行うよう改めて注意喚起を行った。

(2) 生活保護返還金[債権管理台帳の整備について](結果1)

[健康福祉政策課、湖東健康福祉事務所](報告書43頁)

ア 監査の結果

債権管理台帳の整備が不十分であると、過去の交渉記録がなく、人事異動によって債権管理担当者が変わった場合、過去の経緯を把握できないまま、回収、処分を行わざるを得ないため、その実施がより困難になる可能性がある。加えて、債権の発生日や督促状況等を把握できないことから、時効の管理も困難になる可能性が高い。

監査実施日において、未作成の債権分の債権管理台帳(個票)の作成を進めていたが、債権管理の根幹を担う非常に重要な資料であるため、早急にマニュアル「参考様式2 債権管理台帳(個票)」を参考に、全ての債権について債権管理台帳(個票)を作成すべきである。

イ 講じた措置の内容

令和7年11月に実施した生活保護法施行事務監査において、全ての債権について債権管理台帳(個票)が整

備できていることを確認した。

また、令和8年1月に生活保護返還金に係る担当者会議を開催し、債権管理台帳(個票)の整備について、認識の共有を図ったところ。

引き続き、福祉事務所において債権管理台帳(個票)の作成が適切にできているか、生活保護法施行事務監査において、実地にて整備状況の確認をしていく。

(3) 近江学園使用料[債権ごとの消滅時効完成の時期の把握および債権管理台帳への記載について](結果2)
[障害福祉課、近江学園](報告書65頁)

ア 監査の結果

債権回収を行う上で、消滅時効の完成が迫ってきている債権については消滅時効完成の時期を遅らせるため、時効の更新等を優先的に検討する必要がある。

しかし、適宜消滅時効を把握していない場合、気づかないうちに消滅時効が完成し、回収可能性のある債権についても債権が消滅する(私債権の場合は時効の援用が必要)ことで回収できなくなってしまう可能性がある。

このため、適宜、債権ごとに消滅時効完成の時期を把握し、債権管理台帳に記載すべきである。

イ 講じた措置の内容

改めて債務者ごとに個々の債権の時効更新事由の有無等の状況を確認した上で、消滅時効完成の時期を把握し、債権管理台帳の記載を整理した。

今後も新たな債権の発生が生じないように努めるとともに、債権管理台帳を整理し適時、適切な債権管理に努める。

(4) 滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金、滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金[延滞利息(遅延損害金)について](結果3)

[子ども若者政策・私学振興課、人権教育課](報告書75頁)

ア 監査の結果

「(旧)滋賀県地域改善対策修学奨励資金貸与条例」第11条により、返還すべき日までに正当な理由なく返還しなかった場合、延滞利息を支払わなければならない。そのため、県は延滞利息を算定し、借受人等へ通知を行う必要がある。但し、「正当な理由なく」という文言については具体的な規定がおかれていないことから、「正当な理由」の判断基準も明確化する必要があるだろう。

イ 講じた措置の内容

(旧)滋賀県地域改善対策修学奨励資金貸与条例第11条に規定する延滞利息を徴収しない「正当な理由」の判断基準が明確でなかったことから判断基準についての要綱を制定し、明確化を図ることとした。

今後はこの要綱に従い、「正当な理由」がない場合には、延滞利息を徴収することとする。

(5) 滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金、滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金[債権管理台帳の整備について](結果4)

[子ども若者政策・私学振興課](報告書76頁)

ア 監査の結果

県はマニュアルにおいて、記録の整備を債権管理の基本的な事項と位置付けており、督促や催告等の債権回収にあたって実施した内容を記録することは、訴訟を見据えた私債権においては必要な手続きとなる。したがって、すべての債権の台帳に、マニュアルに定める情報を記録する必要がある。

イ 講じた措置の内容

既存の台帳を見直し、滋賀県庁債権回収対応マニュアルの債権管理台帳の参考様式をもとに、債権者ごとに債権回収にあたって実施した内容を記録した債権管理台帳を整備した。

(6) 沿岸漁業改善資金貸付金債権[納付誓約書の徴収について](結果5)

[水産課](報告書98頁)

ア 監査の結果

当該債権の分割納付を認めた場合において、納付誓約書を徴収していなかった。消滅時効の更新を図るため、納付誓約書を適宜徴収すべき。

イ 講じた措置の内容

分割納付を認めた者から納付誓約書を徴収し、消滅時効の更新を図った。

(7) 県営住宅家賃他〔連帯保証人または緊急連絡先並びに入居者の関係者への対応について〕(結果6)

[住宅課](報告書104頁)

ア 監査の結果

家賃滞納者に対しては、県営住宅の家賃滞納整理に関する取扱要項にて幅広い手法をもって家賃の納付を促すことを定めている。そのため、県は入居者への電話・SMS・書面による督促と言う主債務者への直接的な回収手法を講じている。

この点、上記取扱要項に定めた手法によって債権回収に努めており、これは継続的に行っていく必要がある。

他方、「令和5年度の当年度末残額のうち、滞納している債権の年数別内訳表」からもわかるように、長期間にわたって債権残高が残っている実情を踏まえると、主債務者である入居者への接触のみでは債権残高を縮小できる範囲は限定されてしまう懸念がある。

そのため、県は債権残高を縮小するために、入居者への接触のみならず、連帯保証人または緊急連絡先への接触を試みるべきであり、上記取扱要項に定める方法によりあらゆる手段をもって納付指導を行い、家賃回収に努めるべきである。

イ 講じた措置の内容

家賃滞納者である主債務者に対しては、これまでと同様、令和7年度においても県営住宅の家賃滞納整理に関する取扱要項に基づき、電話・SMS・書面・呼び出し・訪問といった手段で直接納付指導を行い、回収に努めた。

また、連帯保証人に対しては、書面による納付指導を実施した。支払の責任がない緊急連絡先の者に対しては、主債務者の個人情報の保護の観点から、主債務者と連絡が取れない場合に連絡をすることとした。

併せて、過年度分の滞納家賃については、弁護士法人等に回収を委託し、委託する債権および債務者の基準を定めることにより、効果的な債権回収となるよう努めた。

今後も引き続き、個人情報に留意しつつ、考え得る手段をもって納付指導を行い、家賃回収に努める。

